



平成 24 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ピ ク セ ラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731 東証第 1 部)
問合せ先 専務取締役 池本 敬太
(TEL 06-6633-3500)

第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日（平成 24 年 8 月 10 日）開催の取締役会におきまして、平成 22 年 10 月 4 日に第三者割当により発行いたしました株式会社ピクセラ第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）につき、下記のとおり残存する全ての新株予約権を取得するとともに、取得後直ちに本新株予約権を消却することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得及び消却する新株予約権の内容

(1) 新 株 予 約 権 の 名 称	株式会社ピクセラ第 4 回新株予約権（行使価額修正条項付）
(2) 取 得 価 額	本新株予約権 1 個当たり 289 円（総額 4,624,000 円）
(3) 取得する新株予約権の数	16,000 個
(4) 消 却 後 に 残 存 す る 数	0 個

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、コンピュータ周辺機器及びデジタル受信機器関連事業における新規製品の開発のための研究開発資金及び運転資金を確保するとともに自己資本の充実による財務基盤の強化を実現することを目的に、SMB C 日興証券株式会社を割当先として平成 22 年 10 月 4 日に本新株予約権を発行いたしました。

これまで当社は、株価動向をみながら、SMB C 日興証券株式会社との間のファシリティ契約に基づく本新株予約権の行使要請の機会を図ってまいりました。しかしながら、当社にとり有利な条件で行使要請を行う機会が得られなかった一方、その間の金融機関からの借入により本新株予約権の資金調達目的であった上記研究開発資金及び運転資金を賄うことができたため、現状の株価水準、当面の資金需要等を総合的に勘案した結果、会社法第 273 条第 1 項及び同法第 274 条第 1 項並びに本新株予約権の内容（発行要項第 14 項本新株予約権の取得第(1)号）に従い、本新株予約権の取得日を平成 24 年 8 月 27 日に定めて本新株予約権の全部を当社が取得するとともに、会社法 276 条に基づき同日にその全部を消却することといたしました。

3. 新株予約権の取得日及び消却日

平成 24 年 8 月 27 日

4. 今後の見通しについて

本新株予約権の取得及び消却が当期の投資計画及び業績に与える影響はありません。

【ご参考】第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の概要

(1) 割 当 日	平成22年10月4日
(2) 割 当 新 株 予 約 権 数	16,000 個
(3) 払 込 総 額	4,624,000 円（新株予約権1個につき289円）
(4) 行使済みの新株予約権の数	0 個
(5) 割 当 先	SMB C日興証券株式会社

上記に記載した事項以外の本新株予約権の発行要領につきましては「第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約に関するお知らせ（平成22年12月24日公表）」をご参照ください。

以上